## パブリックコメントの実施結果について

佐世保市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に対するパブリック・コメントのご意見及び回答

実施期間:令和5年12月8日(金)~令和6年1月12日(金)

受付人数:1名 意見件数:2件

| No. | ご意見の箇所        | ご意見の内容                      | 回 答(障がい福祉課)                         |
|-----|---------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 1   | P. 26 (3) 地域生 | 障がい者の地域生活支援を充実させるため、地域生活支援  | P.26 の地域生活支援拠点の「③緊急時の受け入れ・対応」につい    |
|     | 活支援の充実        | 拠点等の整備を促進するものです。とありますが、加えて重 | ては、令和3年10月から事業を開始しており、その他の項目につ      |
|     | P. 35 (2) 日中活 | 症心身障がい者、医療的ケア者の災害時の支援体制やその介 | いても機能の充実に努めます。                      |
|     | 動系サービス        | 護者のレスパイトを図るため、通所、短期入所施設への受け | また、令和7年度に設置を予定している基幹相談支援センターにおい     |
|     | ①生活介護         | 入れ体制の整備に努めることも入れてもらいたい。     | て、地域の相談機関との連携を強め、地域資源の有効的な活用を行うこ    |
|     |               | 主に重症心身障がい児に対しては、手厚く受け入れ体制の  | とで、地域生活支援拠点の体制整備に努めます。              |
|     |               | 整備を言われているが、18歳以上の者になると手厚い受け | 災害時の支援体制については、資料編に掲載している、佐世保市障が     |
|     |               | 入れ体制が整備されていないため。            | い者プランの P.82 ④安全安心対策の推進において、災害時に備えた  |
|     |               |                             | 避難行動支援体制の充実に関する各項目と取り組み内容を記載して      |
|     |               |                             | おります。                               |
|     |               |                             | 在宅生活を送っている医療的ケア児・者の介護者のレスパイトに       |
|     |               |                             | ついては、P.45の訪問型レスパイト事業に記載のとおり、各種関係    |
|     |               |                             | 機関と連携を図りながら適切な支援が行える体制の確保に努めま       |
|     |               |                             | す。                                  |
|     |               |                             | 短期入所(医療型)については、P.40に【今後の方針】として、「医療的 |
|     |               |                             | ケア児に対応した医療型短期入所の新設を促進していきます。」と記載    |
|     |               |                             | しておりましたが、「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者に対応   |
|     |               |                             | した医療型短期入所の新設を促進していきます。」と、記載を追加いたし   |
|     |               |                             | ます。                                 |

## 2 P. 42②共同生活援助(グループホーム)

共同生活援助の今後の方針として、利用者のニーズを的確に把握し、施設整備補助金などの活用により、必要性や利便性などを考慮してグループホームの整備を支援します。となっていますが、グループホームの整備はここ数年佐世保市障がい福祉整備事業の対象外となっていますので、一貫性がないと思われます。その為令和6年度は、グループホームの整備も対象としてもらいたい。

特に障がいの重度化や高齢化に伴い車いす等重度化に伴 う肢体不自由のバリアフリーのグループホームは、佐世保市 内に施設が少ないため整備の推進をしてもらいたい。 令和3年度から令和5年度までの佐世保市内のグループホームの 施設整備については、佐世保市内のグループホーム全体の定員数な どから、一定整備が図られたとして、新設等の整備の対象から除外 していました。

本計画期間(令和6年度から令和8年度)につきましては、利用者のニーズを障害種別についても適切に把握しつつ、市内のニーズが高いと思われるグループホームの整備に努めます。